

後期高齢者医療制度のお知らせ

三重県後期高齢者医療広域連合

☎ 059-221-6883

市民課保険年金係 ☎ 1135

○保険証の更新について

新しい被保険者証（ピンク色）を、令和元年7月中旬に、簡易書留で送付します。

現在の被保険者証（若草色）は、令和元年8月1日以降は使用できません。

新しい被保険者証（ピンク色）が届いたら、8月1日以降に若草色の被保険者証を返却してください。ご自身で処分する場合は十分に注意してください。

○限度額適用認定証について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証（住民税非課税世帯のかたは限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関などの窓口に表示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

※現在、有効な限度額適用認定証などを持っているかたについては、今年度より更新手続きが不要となりました。7月下旬ごろ、郵送される予定です。

○保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

年間保険料額（賦課限度額 62 万円）

① 所得割額（総所得金額等※ - 33 万円）× 8.86%

+

② 均等割額 42,965 円

※総所得金額等とは
 ・各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
 ・遺族年金や障がい年金は収入に含まれません。
 ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など）は適用されません。

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属するかたに対する軽減
 「均等割額の軽減」
 所得が低い世帯に属するかたは、次の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
① 33 万円以下	8.5 割	6,444 円
② 33 万円以下であって被保険者全員の年金収入が 80 万円以下（そのほか各種所得がない）	8 割	8,593 円
③ (33 万円 + 被保険者数 × 28 万円) 以下	5 割	21,482 円
④ (33 万円 + 被保険者数 × 51 万円) 以下	2 割	34,372 円

・世帯は4月1日（年度途中で資格取得したかたは資格取得日）時点の状況で判定されます。
 ・前年（1月から3月までは前々年）12月末日の年齢が65歳以上のかたの年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
 ・事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（※）の被扶養者であったかたに対する軽減

所得割は課されません。均等割は、資格取得から2年間は5割軽減されます。（軽減期間がこれまでの「当面の間」から2年間に変更）

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。
 該当のかたには軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養

者であったかたで軽減措置が行われていない場合は、問い合わせてください。

○保険料の徴収

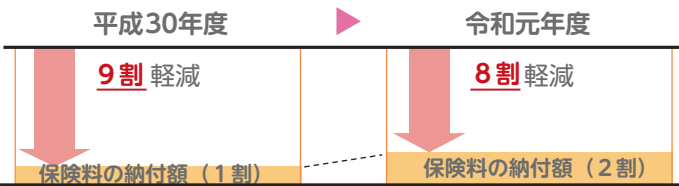
特別徴収：年金からの天引きによる納付
 普通徴収：納付書や口座振替による納付

※年金の受給額が年額18万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

保険料の均等割について、これまで9割軽減の対象となっていたかた（上記の②）は、今年度、8割軽減に変わります。

所得の低い年金受給者のかたへは、10月から、年金生活者支援給付金（基準額月5,000円）の制度が始まります。また、介護保険料についても保険料の負担が軽減されています。

（例）年金収入80万円以下のかた



※年金生活者支援給付金については、対象者に10月ごろ日本年金機構より通知が届きます。